

訪問看護重要事項説明書

〈 令和 6 年 6 月 1 日現在 〉

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 三和会
代表者名	水原 章浩
所在地・連絡先	住所 〒340-0203 埼玉県久喜市桜田二丁目6-5 電話 0480-58-2468 FAX 0480-58-9580

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションコスモス
所在地・連絡先	住所 〒340-0203 埼玉県久喜市桜田二丁目1-2 電話 0480-57-1500 FAX 0480-57-1511
事業所番号	1161190081
管理者の氏名	愛上 美恵子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		業務の内容	
		常勤	非常勤		
管理者(看護師)	1名	1名	名	訪問看護、連絡・調整等の管理業務	
従業者	看護師	11名	9名	2名	訪問看護
	准看護師	名	名	名	
	理学療法士等	6名	6名	名	リハビリテーション等
事務員	2名	2名	名	事務	

3. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護ステーションコスモスが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医が必要と認めた要介護者（要支援者）に対し、事業所の看護職員等が適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

事業所の看護職員等は利用者の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能維持及び回復を図ることとします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 情報の開示

当事業所は、利用者の求めに応じて、ご本人に関する情報を開示しています。遠慮なくお尋ねください。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他の家族等）からのご請求については、ご本人の了承を得てからの情報提供となります。予めご了承ください。

(4) その他

- ・特別な事例発生時以外でも定期的にカンファレンスを開催し、情報の共有化とサービスの向上に役立っています。
- ・看護職員等の資質向上を図るため、年に1回以上の研修を行っています。

4. 通常の事業の実施地域

久喜市（旧菖蒲町は除く）、幸手市、杉戸町（高野台地区）、宮代町（和戸地区）、加須市一部地域（花崎・大桑・川口・水深・阿佐間・琴寄・旗井・北下新井の各地区一部）、五霞町一部地域（小手指・元栗橋・原宿台の各地区一部）

<営業日>

営業日	営業時間	訪問時間
平日	8時30分～17時30分	9時00分～17時00分
土曜日	8時30分～17時30分	9時00分～17時00分
営業しない日	日曜日・祝祭日・12月30日から1月3日（年末年始）	

*営業時間外は留守番電話対応となります。

5. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護職員等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- (1) 病状・心身の状況の観察・看護
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の援助
- (4) 床ずれ等の皮膚トラブルの予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 胃瘻や尿道カテーテル等の医療器具の管理及び指導
- (7) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (8) ターミナルケア
- (9) その他医師の指示による医療処置

6. 費用

(1) 介護保険給付対象のサービス

介護保険の適用がある場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

◎看護師が訪問を行った場合 (1単位=10.42円)

所要時間		単位数/回	費用額 (10割)	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
20分未満	訪問看護	314単位/回	3271円	328円	655円	982円	※早朝・夜間は25%増 (6:00～8:00、18:00～22:00) ※深夜は50%増 (22:00～6:00)
	予防訪問看護	303単位/回	3157円	316円	632円	948円	
30分未満	訪問看護	471単位/回	4907円	491円	982円	1473円	
	予防訪問看護	451単位/回	4699円	470円	940円	1410円	
30分以上60分未満	訪問看護	823単位/回	8575円	858円	1715円	2573円	
	予防訪問看護	794単位/回	8273円	828円	1655円	2482円	
60分以上90分未満	訪問看護	1128単位/回	11753円	1176円	2351円	3526円	
	予防訪問看護	1090単位/回	11357円	1136円	2272円	3408円	

※准看護師が訪問を行った場合は、単位数が異なります。

◎理学療法士等が訪問を行った場合 (1単位=10.42円)

所要時間		単位数	費用額 (10割)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分(1回)	訪問看護	294単位	3063円	307円	613円	919円
	予防訪問看護※2	284単位	2959円	296円	592円	888円
40分(2回)	訪問看護	588単位	6126円	613円	1226円	1838円
	予防訪問看護※2	568単位	5918円	592円	1184円	1776円
60分(3回) ※1	訪問看護	795単位	8283円	829円	1657円	2485円
	予防訪問看護※2	768単位	8002円	801円	1601円	2401円

※1 1日3回以上の場合は、訪問看護90/100・予防訪問看護50/100に相当する単位数の算定となります。

※2 利用開始の属する月から12月超の場合は、1回につき5単位減算となります。

◎その他の加算 (1単位=10.42円)

	単位数	費用額 (10割)	1割負担額	2割負担額	3割負担額	同意欄
退院時共同指導加算	600単位/回	6252円	626円	1251円	1876円	
初回加算(Ⅰ)	350単位/回	3647	365	730	1095	
初回加算(Ⅱ)	300単位/回	3126円	313円	626円	938円	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月	5210円	521円	1042円	1563円	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/月	2605円	261円	521円	782円	
サービス提供体制加算(Ⅰ)	6単位/回	62円	7円	13円	19円	
サービス提供体制加算(Ⅱ)	3単位/回	31円	4円	7円	10円	
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位/月	2084円	209円	417円	626円	
看護体制強化加算(介護予防)	100単位/月	1042円	105円	209円	313円	
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	2605円	261円	521円	782円	
定期巡回・随時訪問サービス連携型訪問看護	2961単位/月	30853円	3086円	6171円	9256円	
要介護5の者に訪問看護を行う場合の加算	800単位/月	8336円	834円	1668円	2501円	
主治の医師の特別な指示があった場合の減算	97単位/日	1010円	101円	202円	303円	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	6252円	626円	1251円	1876円	
複数名 訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	254単位/回	2646円	265円	530円	794円
	30分以上	402単位/回	4188円	419円	838円	1257円
長時間訪問看護加算	300単位/回	3126円	313円	626円	938円	
ターミナルケア加算	2500単位/月	26050円	2605円	5210円	7815円	

◎その他の自費料金

エンゼルケア	15000円
--------	--------

- ・上記算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付範囲を超えたサービス利用料金は、全額が利用者の自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月分の利用料金全額が利用者の自己負担となります。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ・指定難病等の利用者の利用料金は、助成制度に基づき、自己負担上限額をお支払いいただくことがあります。

(2) 医療保険給付対象のサービス

◎看護師が訪問を行った場合 (週の訪問回数は、理学療法士等の訪問も含めた回数になります。)

	基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
週1～3回目までの訪問	5550円	555円	1110円	1665円
週4回目以降の訪問	6550円	655円	1310円	1965円

※准看護師が訪問を行った場合は、料金が異なります。

◎理学療法士等が訪問を行った場合

基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
5550円	555円	1110円	1665円

◎加算料金

		1割負担額	2割負担額	3割負担額	同意欄
訪問看護管理療養費	月の初回訪問日 7670円	767円	1534円	2301円	
	月の2日目以降1日につき 3000円	300円	600円	900円	
24時間対応体制加算	6800円/月	680円	1360円	2040円	
特別管理加算	2500円/月	250円	500円	750円	
特別管理加算(重症度高い)	5000円/月	500円	1000円	1500円	
夜間・早朝訪問看護加算	2100円/回	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	4200円/回	420円	840円	1260円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8500円/日	850円	1700円	2550円	
訪問看護情報提供療養費 1.3	1500円/月	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費 2	1500円/年度(入学等の月は別途算定可能)	150円	300円	450円	
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問 1日につき 4500円	450円	900円	1350円	
	1日に3回訪問 1日につき 8000円	800円	1600円	2400円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2650円/日	265円	530円	795円	
	月15日目以降 2000円/日	200円	400円	600円	
長時間訪問看護加算	5200円/週	520円	1040円	1560円	
退院時共同指導加算	8000円/回	800円	1600円	2400円	
(特別指導管理加算)	2000円/回	200円	400円	600円	
退院支援指導加算	6000円/回	600円	1200円	1800円	
	長時間の場合 8400円/回	840円	1680円	2520円	
在宅患者連携指導加算	月1回に限り 3000円/回	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	月2回に限り 2000円/回	200円	400円	600円	
複数名訪問看護加算	4500円/週	450円	900円	1350円	
乳幼児加算	1300円/日		260円		
	特別な管理 1800/日		360円		
訪問看護 ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円/月	78円	156円	234円	
ターミナルケア療養費	25000円/回	2500円	5000円	7500円	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	5円	10円	15円	

◎その他の自費料金

エンゼルケア	15000円
--------	--------

- ・保険適用の場合でも、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。 その場合、料金全額が利用者の自己負担となります。
- ・所得に応じて自己負担額が変わることがあります。
- ・指定難病等の利用者の利用料金は、医療費助成制度に基づき、自己負担上限額をお支払いいただくことがあります。

(3) 交通費

- ・当事業所のサービス提供地域は無料です。
- ・当事業所のサービス提供地域外の場合は、次の金額を請求します。
1回の訪問につき 300円
- ・駐車場、路上駐車できない環境でコインパーキングを使用した場合、駐車料金を請求します。領収書と引き換えにお支払いください。

(4) キャンセルの規定

- ①利用者の都合によりサービスを中止する際は、訪問予定1時間前までにご連絡ください。
連絡がなく訪問した場合は、キャンセル料を請求する場合があります。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は請求しません。

キャンセル料金 基本料金の100%

- ②無断キャンセルが3ヶ月以内に2回あった場合は警告します。3回目の無断キャンセルがあった場合は、契約解除となります。

(5) 利用料のお支払い方法

サービス提供月の翌月10日頃までに請求書を発行します。後日ご自宅に訪問し集金する方法と銀行・郵便局からの引き落としによる方法と選択することが出来ます。入金確認後、領収書を発行します。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 苦情解決策の指針を整備しています。
- 3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者：八月朔日 かおり

- 5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に連絡します。

8. 衛生管理について

- 1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、従業員に周知徹底をしています。
- 3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 4) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 業務継続計画策定について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画経過の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 非常災害時の対応

地震、風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令した場合にステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。

11. サービスご利用に際してのお願い

より良いサービスを継続し健全な信頼関係を築くためにご協力とご理解をお願いします。

- ・職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは事業所として禁止しています。
- ・貴重品、金銭の管理は利用者及びその家族等で行ってください。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けてください。
- ・大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費を請求することがあります。
- ・訪問時、見守りカメラを起動する場合は、事前に職員本人に同意を得てください。

無断撮影や動画を SNS やインターネット上にのせる行為は、個人情報保護法・肖像権侵害・プライバシー権侵害などに当たりますので禁止します。

- ・事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などのパワーハラスメント、セクシャルハラスメント行為（別紙参照）があった場合、サービスの中止や契約の解除をすることがあります。
- ・訪問中の喫煙はご遠慮ください。

12. 事故処理及び苦情申し立て窓口

- 1) 事故が生じた場合には処務規定及び医療安全・交通安全管理マニュアルに基づき対応いたします。
 - ① サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに当該利用者に係る、家族等や介護支援専門員、市町村に連絡するとともに必要な措置を講じます。
 - ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
 - ③ 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 2) 苦情処理に関しては、円滑、迅速に対応するため、以下の手順により処理体制を整備しています。
 - ① 苦情があった場合、管理者が利用者様より事情を聞くとともに、担当した者からも事情を聴取します。
 - ② 苦情の内容により検討会を行い謝罪が必要な場合は速やかに対応します。
 - ③ 苦情相談の結果については台帳に記録、保管し、再発防止に努めます。

訪問看護ステーションコスモス		担当 愛上 美恵子	0480-57-1500	
利用者の 住所地	久喜市	久喜地区	久喜市介護保険課	0480-22-1111
		鷺宮地区	鷺宮総合支所福祉課	0480-58-1111
		栗橋地区	栗橋総合支所福祉課	0480-53-1111
	加須市	加須地区	高齢者福祉課	0480-62-1111
		騎西地区	騎西総合支所福祉課	0480-73-1111
		大利根地区	大利根総合支所福祉課	0480-72-1111
	幸手市		介護福祉課	0480-42-8444
	杉戸町		高齢者福祉課	0480-33-1111
	宮代町		地域包括支援センター	0480-34-1111
	五霞町		地域包括支援センター	0280-84-0765
埼玉県国民健康保険連合会		苦情相談専用	048-824-2568	

8. 緊急時における対応方法

ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。また速やかにご家族等の緊急連絡先に連絡の上、適切に対応いたします。必要に応じて速やかに主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名 診療所名		医師名	先生
	住所		電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名	様	続柄	
	住所		電話番号	

個人情報使用について

利用者及びその家族の個人情報については、以下に記載する通り必要最小限の範囲内で使用します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び居宅介護支援事業者や関連サービス事業者、市町村等との連絡調整等において必要な場合。
- (2) 介護保険施設等に入所及び入院することに伴う必要最小限の情報提供。

2. 使用する者の範囲

利用者が提供を受けるすべての関連サービス事業者、医療関係者及び居住地の市町村関係者

3. 使用する情報の範囲

- (1) 訪問看護指示書（医師からの）
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 訪問看護情報提供書
- (5) 訪問看護要約
- (6) その他の関連資料

理学療法士等による訪問について

理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であり、利用者の状況や実施した看護の情報を、看護職員と理学療法士等が共有するとともに訪問看護計画書および訪問看護報告書について看護職員と理学療法士等が連携し作成することとします。

また、訪問看護計画書および訪問看護報告書作成にあたり、訪問看護の利用開始時や利用者の状態変化等にあわせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切な評価を行うよう努めます。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名 医療法人 三和会 印
理事長 水原 章浩
事業所名 訪問看護ステーション コスモス 印
事業所所在地 久喜市桜田二丁目1-2
指定番号 1161190081
指定都道府県 埼玉県
指定年月日 平成21年1月1日
管理者・説明者 愛上 美恵子 印

- ・ 訪問看護サービス利用契約書 説明を受けこれに同意します。
- ・ 介護予防訪問看護サービス利用契約書 説明を受けこれに同意します。
- ・ 訪問看護重要事項説明書 説明を受けこれに同意します。
- ・ 個人情報使用について 説明を受けこれに同意します。
- ・ 理学療法士による訪問について 説明を受けこれに同意します。

・ 利用者

住所	〒
電話	
氏名	

・ 家族の代表

住所	〒
電話	
氏名	

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

・ 署名代筆者

住所	〒
電話	
氏名	